

令和6年度 甲賀市城郭歴史フォーラム

# 甲賀の城と同名中の掟書

## 資料集

令和7年1月18日（土） あいこうか市民ホール

主催：甲賀市教育委員会



令和6年度 甲賀市城郭歴史フォーラム

## 「甲賀の城と同名中の掟書」

### 日 程

開催日 令和7年(2025年)1月18日(土)

会 場 甲賀市あいこうか市民ホール

12:30 開場・受付開始

13:00～ 主催者挨拶

13:10～14:10 基調講演 「同名中の掟書」  
清水 克行 (明治大学商学部教授)

14:10～14:20 休 憩

14:20～15:10 事例報告 「甲賀大原の城」  
伊藤 航貴 (甲賀市教育委員会歴史文化財課)

15:10～15:30 休 憩

15:30～16:30 フォーラム「甲賀の城と同名中の掟書」  
コーディネーター 中井 均 (滋賀県立大学名誉教授)  
パネラー 清水 克行  
伊藤 航貴

# 目 次

基調講演 同名中の掟書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
清水 克行（明治大学商学部教授）	
事例報告 甲賀大原の城・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
伊藤 航貴（甲賀市教育委員会歴史文化財課）	

## 同名中の掟書 —保護喪失をめぐる中世の習俗—

清水 克行

### はじめに

- \* 中世Ⅱ権力の分立した社会：朝廷・幕府・大名・寺社・荘園・土豪・村  
(そのそれぞれが「法」をもち、「城」をもった！)
- \* そんな中世社会において法秩序はどのように維持されていたのか？

### 一、「大原同名中与掟条々」の世界

- \* **同名中**Ⅱ同じ名字をもつ侍身分の集団。しばしば一揆を結び、独自の内部法を定め、自律的な支配を行う。その下部に百姓身分の集団を従え、二重構成の一揆をとる場合もある(伊勢小倭一揆など)。こうして身分の異なる集団が重層的、地域的な連合体になった場合、国一揆(惣国一揆)と呼ぶ。
- \* **大原同名中**Ⅱ戦国時代の近江国甲賀郡にみられた「大原」を名字とする侍衆の集団。国一揆(惣国一揆)の典型例の一つ。これらの同名中を束ねる甲賀郡全体の在地領主の連合体を「甲賀郡中惣」と呼ぶ。なかでも大原同名中は、永禄十三年(一五七〇)三月二十四日付の「大原同名中掟条々」を残しており、その内部構造が判明することから研究上、注目されてきた。「大原同名中与掟条々」は従来の写本(大原勝井家文書)に加え、近年、新たに神文と三二〇名の署名(侍名・百姓名が混在)がともなう写本(大原田堵野家文書)が確認されている。  
大原勝井家文書はしばらく所在不明であったが、甲賀市教育委員会と中井均編『戦国の城と一揆』(高志書院)の文献調査班(村井章介・桜井英治・清水克行)により再確認され、二〇二三年に原本調査と新たな翻刻が行われた(調査成果・翻刻文は同書所収)。

### 二、「大原同名中与掟条々」にみえる「公事持」

【史料1】大原同名中と拵条々（抜粹。中井編『戦国の城と一揆』所収）

- 6 一 同名中惣劇について、他所と弓矢出来の時は、手はしの城へ番等入るること  
とこれあらば、各々談合をいたし、人数をさし入れ申すべく候、そのとき相互  
に如在申すまじく候事、
- 6 一 不穩な世情により同名中で他所と合戦が起きた時、前線の城へ番衆などを  
配備することがあれば、（同名中は）それぞれ談合して、人員を派遣するべ  
きである。そのとき相互にいい加減な対応をしてはならないこと。
- 23 一 地下へ公事持出入りせられ候を、その敵方他所より待ち申さる儀これ  
あらば、我人聞きかけに出合い、行に及ばすまじく候事、
- 23 一 当地へ公事持の者が出入りしたのを、その敵方が他所から付け狙うこと  
があれば、われわれは聞きつけ次第に駆けつけ、（敵方の報復を）実行させな  
いようにすること。
- 24 一 他所の公事持、同名の者を出し仕舞仕られ、地下へ退かれ候時、本人出合  
い申され候とも、地下衆は双方ともに、異儀に及ばれまじく候事、
- 24 一 他所に住む公事持が同名の者を（身代わりに）差し出して決着をつけて、  
（われわれが）当地へ引き揚げた後になって本人が現われたとしても、百姓衆  
は（本人・身代わり）双方ともに手出しをしてはならないこと。
- 25 一 同名中公事持を送り候時、我人一揆衆は、討手に罷り出るまじく候、万  
承引なく、討手に出申す仁躰これあらば、敵同前に請け申すべく候、その時一  
揆衆は、討たれ候方を、一味同心に合力たるべきの事、
- 25 一 同名中が公事持の者を護送するときは、われわれ一揆衆は討手として駆  
けつけてはならない。もし納得せず討手として駆けつける人物がいたならば、  
敵と同様とみなす。そのとき一揆衆は討たれた側を一味同心して支援するべき  
こと。
- 26 一 在々所々の公事持、自然同名を放たれ、又は諸親類まで、誓印をもつて  
中を遣えらるる仁躰は、我人合力あるまじく候、然る上は、宿を為し抱え置く  
まじく候事、
- 26 一 どのような公事持であれ、もし同名中から追放されたり、または諸親類ま  
でから起請文によつて絶交を宣告された人物は、われわれは支援してはならな  
い。そうである以上、宿を提供して保護することもあつてはならないこと。

30 一 同名たりと雖も、地下にありながら、一揆の判形なき仁躰は、弓矢候時、合力申すまじく候事、

30 一 同名であつたとしても、当地にありながら一揆に判形を加えなかつた者は、合戦のときに支援してはならない。

31 一 領中の間にて、他所より頼まれ、公事持を討手に出られ候とも、我人罷り出るまじく候、然りと雖も、大犯仕り候凡下の者を討つべきの由、他家より申され候はわば、大犯の旨聞き究め、同名中の送りこれなくば、存分次第に討手に罷り出べく候事、

31 一 領中の中で、他所から依頼されて、公事持の討手として駆けつけることになつても、われわれは駆けつけてはならない。しかし、大犯を犯した凡下の者を討つように他家から求められた場合は、大犯の内容を聞き届けたい、同名中の護送がないならば、判断次第で討手に駆けつけてもよいこと。

32 一 この一揆の掟の儀、我人取り隠し申すまじく候、ならびに入れたき条数候とも、退けたき条数候とも、多分につきて、あい定むべく候事、

32 一 この一揆の掟について、われわれは隠し立てはしない。また、新たに付加したい条文があつたとしても、削除したい条文があつたとしても、多数意見にもとづき決定するべきこと。

### 《公事持とは？》

① 公事持と認定された者は、保護喪失状態におかれる。(26条)

② 公事持は身代わりを提出することで罪を許されることがありえた。(24条)

③ ただし、同名中の領内においては公事持の勝手な殺害を認めない。護送中の襲撃も認めない。(23・25・31条)

↳ 同名中内部の平和領域の維持と他所とのトラブルの回避が目的。

## 三、「公界往来人」の恐怖

【史料2】『塵芥集』第二四条(『中世法制史料集 第三卷 武家家法I』所収)

一、親子兄弟の敵たりとも、みだりに討つべからず。たゞしくだんの敵人、成敗終つてのち、配領中へ徘徊のとき、むて人走り合ひ、親の敵といひ、子の敵

といひ、討つ事越度有べからざる也。

\* 原則的に敵討は禁止だが、「成敗」(この場合は追放刑)に処された者に対しては私的報復を黙認する。

【史料3】『大内氏掟書』第一四三条(『中世法制史料集 第三巻 武家家法I』所収。延徳三年(一四九一)十一月、大内政弘制定)

一、御勘気を蒙るの仁、御定法の事

御家人を放たるるの輩、暫時たりといへども出仕を止むべきの由、仰せ出さるるの族もつて同前の事。あるひは殺害刃傷を被り、あるひは恥辱横難に遇ひ、たとひまた如何躰の子細あるといへども、すでに御勘気を蒙るのうへは、公界往来人の准拠たるべきの間、その敵、御罪科あるべからざるの由、御法を定められおはんぬ。光孝寺殿(畠山徳本)管領職の御時、御成敗かくの如し。御分国中の仁、この旨を守るべきの由、仰せ出さるる所、壁書くだんの如し。

\* 大内氏から「御家人」身分を剥奪された者は「公界往来人」同様とみなされ、「殺害・刃傷」「恥辱・横難」に遭おうとも一切の保護はされない。

\* この法は室町幕府法に根拠がある。

## おわりに 「フォーゲル・フライ」(鳥の自由)

\* 室町期、戦争・政変での敗者に対しては殺害・掠奪しても良い(法の保護を喪失) : ①落ち武者狩り慣行、②没落大名屋形掠奪慣行、③流罪者殺害慣行

\* 中世ヨーロッパにおける平和喪失刑(アハト刑)

“フォーゲル・フライ(鳥の自由)” “人間狼” : 法による保護の喪失

\* ニュージーランドの掠奪刑(アウト・ロー)

※ 「私刑」を部分的に容認することで、事実上の「公刑」を実現する(国家裁判権確立途上の過渡的形態)

### 【参考文献】

桜井英治・清水克行・村井章介「現代語訳 大原同名中与掟条々」(中井均編

『戦国の城と一揆』高志書院・二〇二三年)

清水「室町幕府「流罪」考」(同『室町社会の騷擾と秩序』吉川弘文館・二〇〇四年。のち増補版、講談社学術文庫・二〇二二年)

清水「日本のスイス・甲賀の里」「甲賀のお尋ね者」(同『室町ワンダーランド』文藝春秋・二〇二四年)

## 【自己紹介】

**清水克行(しみず かつゆき)** 明治大学商学部教授。一九七一年生まれ。一九九四年、立教大学文学部卒業。二〇〇二年、早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程(史学)単位取得退学。二〇〇四年、博士(文学)。二〇〇六年、明治大学商学部専任講師。二〇〇九年、明治大学商学部准教授。二〇一四年、明治大学商学部教授。

**専攻**：日本中世史(室町〜戦国時代)。社会史。

**著書**：『室町社会の騷擾と秩序』(吉川弘文館、二〇〇四。のち講談社学術文庫、二〇二二)、『喧嘩両成敗の誕生』(講談社選書メチエ、二〇〇六)、『大飢饉、室町社会を襲う!』(吉川弘文館〈歴史文化ライブラリー〉、二〇〇八)、『日本神判史』(中公新書、二〇一〇)、『足利尊氏と関東』(吉川弘文館〈人をおるくシリーズ〉、二〇一三)、『耳鼻削ぎの日本史』(洋泉社新書Y、二〇一五。のち文春学藝ライブラリー、二〇一九)、『戦国大名と分国法』(岩波新書、二〇一八)、『室町は今日もハードボイルド―日本中世のアナーキーな世界』(新潮社、二〇二一。のち新潮文庫、二〇二三)、『室町社会史論―中世的世界の自律性』(岩波書店、二〇二二)、『室町ワンダーランド―あなたの知らない「もうひとつの日本」―』(文藝春秋、二〇二四)。

**共著**：『戦国法の読み方』(桜井英治氏との対談本、高志書院、二〇一四)、『現代(いま)を生きる日本史』(須田努氏との共著、岩波書店、二〇一四。のち岩波現代文庫、二〇二二)、『世界の辺境とハードボイルド室町時代』(高野秀行氏との対談本、集英社インターナショナル、二〇一五。のち集英社文庫、二〇一九)、『辺境の怪書、歴史の驚書、ハードボイルド読書合戦』(高野秀行氏との対談本、集英社インターナショナル、二〇一八。のち集英社文庫、二〇二〇)ほか。

# 甲賀大原の城

甲賀市教育委員会歴史文化財課

伊藤 航貴

## はじめに

- ・甲賀の城は約 180 箇所以上確認されている。
- ・在地の武士…甲賀武士、甲賀衆
- ・同名中…惣領家（本家）を中心にその血縁の庶子家（分家）、血縁でない近隣の土豪らが同じ名字を名乗ることで協力体制を整えた組織

## 1. 大原同名中の本拠、甲賀町大原地域

- ・甲賀市域の東南部（図 1）
- ・東に鈴鹿山脈、南には伊賀市との県境付近に丘陵地が広がる。地質は、鈴鹿山脈は花崗岩、東北部は土山町からつづく鮎河層群、それ以外は古琵琶湖層群からなる丘陵が東西に延びる。北側から甲賀丘陵・甲南丘陵と呼ばれる。
- ・野洲川支流の柚川、それから分流する佐治川、大原川、櫛野川、青野川、和田川をはじめとする多くの小河川が樹枝状に開析し、集落や耕地もその谷間にひらける。

### 大原地域

- ・大原地域の範囲→近代大原村（現在の大字櫛野、神、大原上田、大久保、大原中、拝坂、鳥居野、相模、大原市場、高野）
- ・大原川流域の大原谷、櫛野川流域の小さな谷
- ・平安時代には、藤原家の大原荘がおかれ開発が進展した。また、櫛野寺を拠点寺院として多くの仏像が造像される。
- ・中世後期には大原氏が台頭、戦国時代にはその一族が大原谷内の各地に多くの城館を築いた。

## 2. 甲賀大原の城（図 2）

- ・甲賀町域の城は 62 箇所、うち大原地域の城は 19 箇所（表 1 参照）
- ①丘陵先端（図 3～8）…高野城、高野東城、大宝寺遺跡、大原上田城跡、滝川城跡、滝川西城跡、滝川支城跡、上田城跡
- ・方形を志向するものから L 字形、不定形
- ②平地（図 9～17）…補陀落寺城跡、市場陣山城跡、竹林城跡、鳥居野城跡、篠山城跡、垂井城跡、南殿屋敷跡、奥殿城跡、大原城跡
- ③丘陵頂部（図 18）…櫛野大原城跡
- ・独立丘陵（比高 24 m）、主郭は方形（18 × 19 m）
- ・方形～長方形を志向
- ・大原谷では、平地、丘陵先端、丘陵頂部それぞれに築城しており、平地の城でも段丘端を選んで築城する。→平地城館が多
- ・同規模、同形態の城が多く、特異性を持つ城は見つかっていない。

### 3. 大原以外の城

#### ①甲賀町和田の城（図 19）

- ・ 7箇所（殿山城跡、公方屋敷跡、公方屋敷支城跡、和田支城跡Ⅰ～Ⅲ、和田城跡）
- ・ 谷筋の両側の尾根に城を築き（丘陵先端に築城）
- ・ 和田城が中心、殿山城は監視、中間の和田支城Ⅰ～Ⅲは入口と奥をつなぐ
- ・ 家ごとに個別の城や館が築かれて結果的に連立する形となったのではなく、谷を防御する方針に沿って配置された。

#### ②甲南町杉谷・新治の城（図 20, 21）

- ・ 寺前城跡、村雨城跡、新宮城跡、新宮支城跡、望月城跡、望月支城跡
- ・ 南から北にのびる丘陵先端に位置する。
- ・ 近距離に同規模の城が並立して築かれている⇒「二城並立型」

#### ③水口町植・北脇の城（図 22, 23）

- ・ 植城跡、北脇城跡
- ・ 土塁と空堀によって長方形に区画された城域の内部を、さらに土塁と空堀によって細かく区画する。

#### ④水口町和野の城（図 24）

- ・ 伊佐野城跡
- ・ 9つの区画によって構成される
- ・ 方形区画の規模は50 m四方～80 m四方
- ・ 方形区画の間に階層差が想定されるが、集落とは土塁・堀で隔絶される。

### 4. まとめ

- ・ 大原の城は半町四方の方形を志向し、発達した遺構を持つ城は確認できない。
- ・ それぞれの城は同名中を構成する武士による築城と考えられる。
- ・ 同名中という組織→城跡の規模、形態からもうかがえる。
- ・ 大原の城の様相は、大原地域以外の城と異なる。

### おわりに

- ・ 手はしの城とは

#### 《参考文献》

甲賀町教育委員会 1996 『補陀楽寺城遺跡発掘調査報告書』

甲賀市教育委員会 2008 『中世城館遺跡（甲南地域）調査報告書』

甲賀市史編さん委員会 2010 『甲賀市史』第7巻 甲賀の城

滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 2006 『植城遺跡』

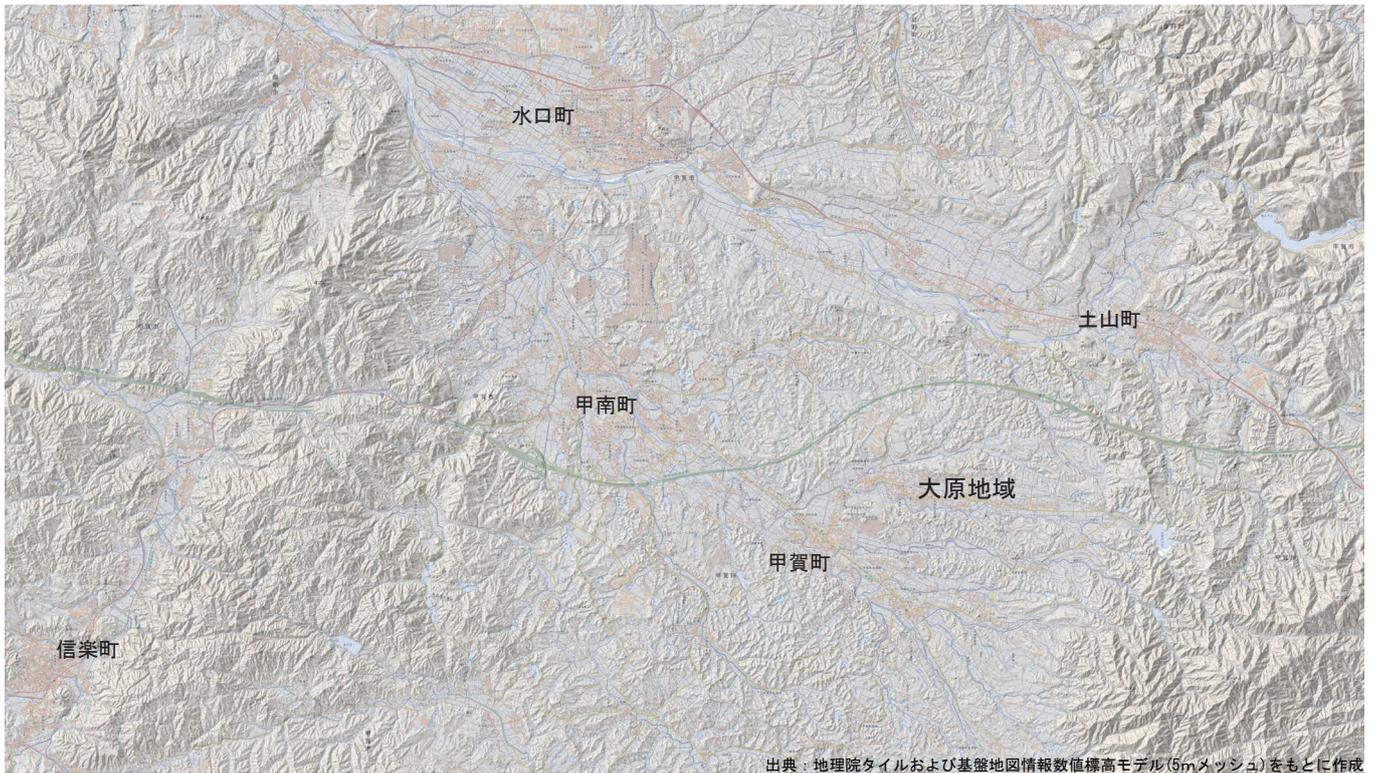


図1：大原地域の位置図

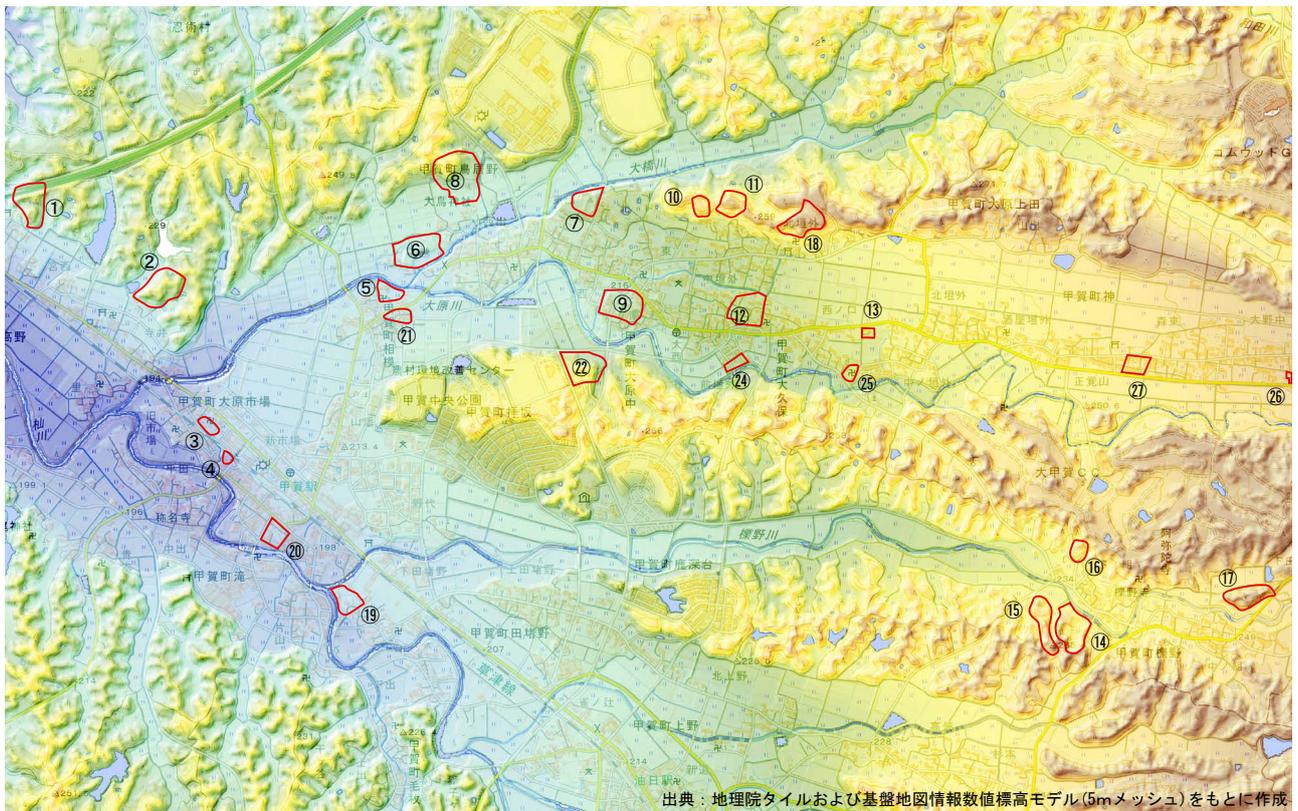


図2：大原地域周辺の城跡位置図（番号は表1と一致）

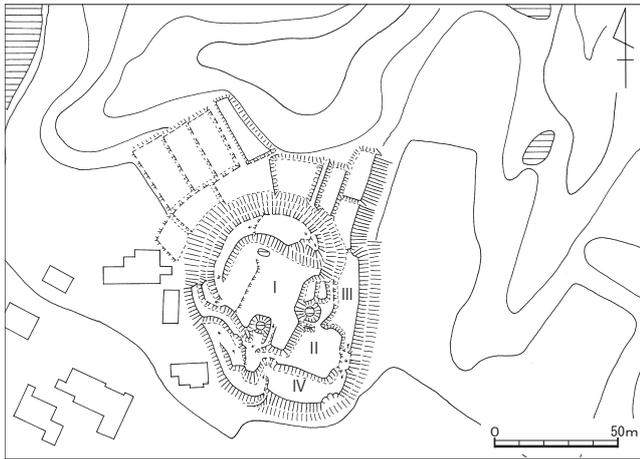
表 1 : 大原地域に立地する城一覧

No	城名	立地	形態	規模
1	高野城跡	丘陵先端	方形	30m四方
2	高野東城跡	丘陵先端	L字形	20×30
3	補陀落寺城跡	平地	方形	50四方(推定)
4	市場陣山城跡	平地	長方形	50×80(推定)
5	竹林城跡	平地	長方形	50×70
6	鳥居野城跡	平地	方形	40×50
7	篠山城跡	平地	方形	40×40
8	大鳥神社遺跡	平地	方形	50×30
9	垂井城跡	平地	その他	不明
10	大宝寺遺跡	丘陵先端	方形	40×50
11	大原上田城跡	丘陵先端	不定形	20×30
12	南殿屋敷跡	平地	方形	45×45
13	奥殿城跡	平地	L字形?	50×30
14	滝川城跡	丘陵先端	方形	46×30
15	滝川西城跡	丘陵先端	方形?	30×35
16	滝川支城跡	丘陵先端	楕円形?	30×40
17	櫛野大原城跡	丘陵頂部	方形	18×19
18	上田城跡	丘陵先端	L字形	40
19	大原城跡	平地	方形	40×30

市史第7巻  
掲載城館

No	城名	立地	現状
20	別府城跡	平地	遺構なし
21	相模篠山城跡	平地	遺構なし
22	大原中城跡	丘陵先端	
23	南城跡	平地	遺構なし
24	大窪城跡	平地	遺構なし
25	西ノ口城跡	平地	土塁状のマウンド
26	忠道屋敷跡	平地	遺構なし
27	神館跡	平地	遺構なし

城館伝承  
地・史料  
記載城館



甲賀市史第7巻より引用 (早川圭氏作図)

図 3 : 高野城跡概要図

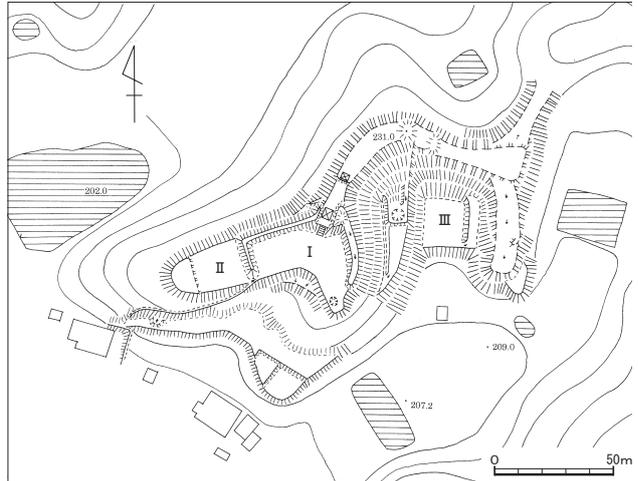
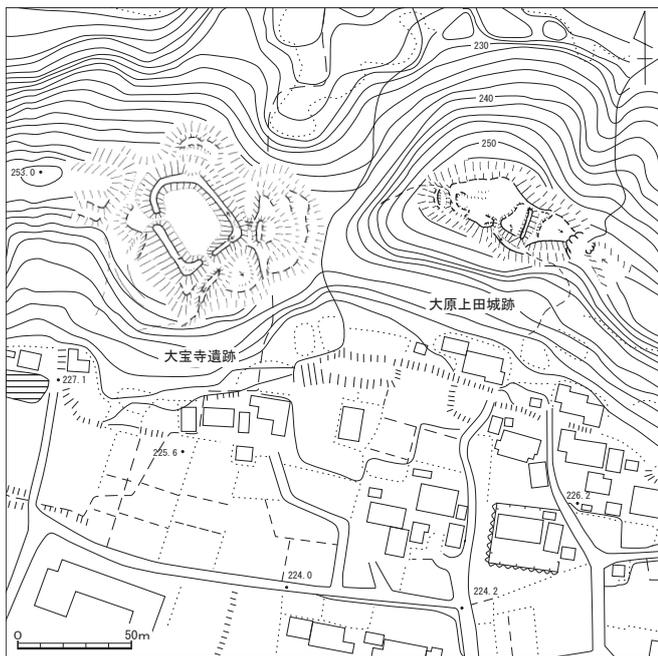
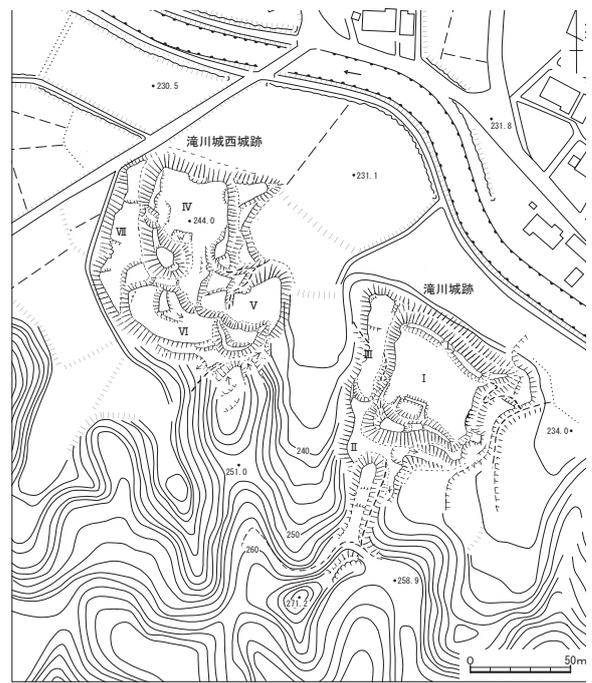


図 4 : 高野城東跡概要図



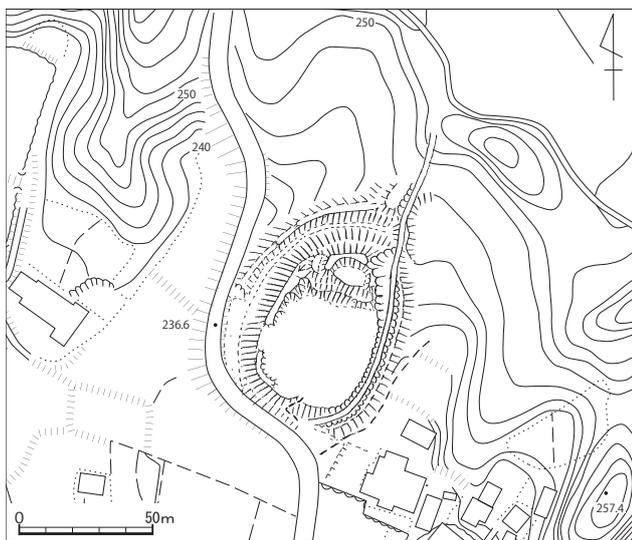
甲賀市史第7巻より引用 (中西裕樹氏作図)

図 5 : 大宝寺遺跡・大原上田城跡概要図

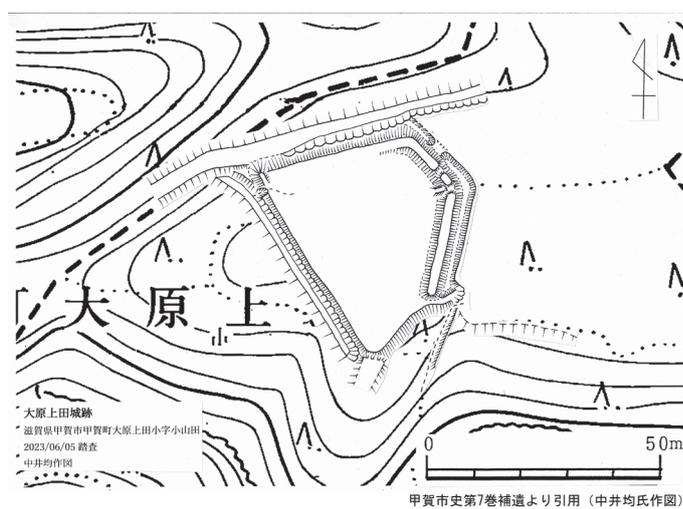


甲賀市史第7巻より引用 (村田修三氏作図)

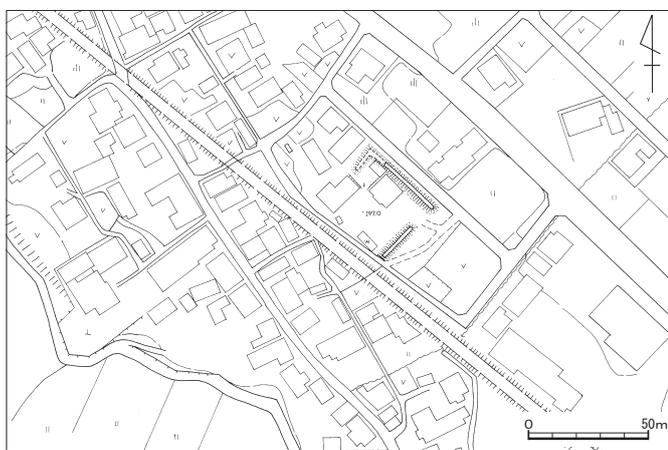
図 6 : 滝川西城跡・滝川城跡概要図



甲賀市史第7巻より引用（村田修三氏作図）  
**図 7：滝川支城跡概要図**



甲賀市史第7巻補遺より引用（中井均氏作図）  
**図 8：上田城跡概要図**



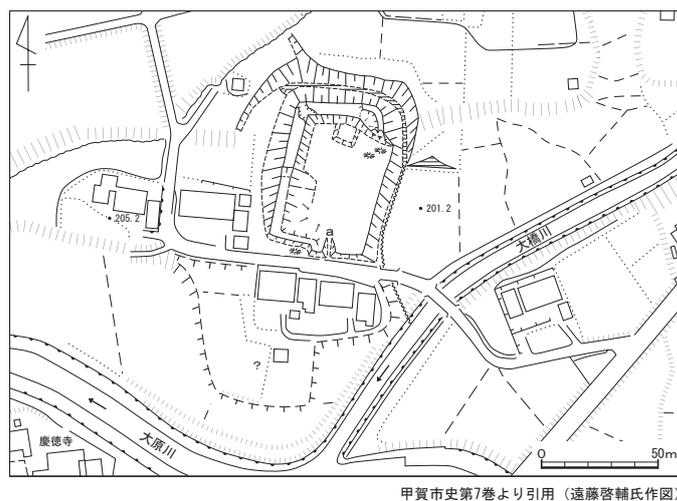
甲賀市史第7巻より引用（早川圭氏作図）  
**図 9：補陀洛寺城跡概要図**



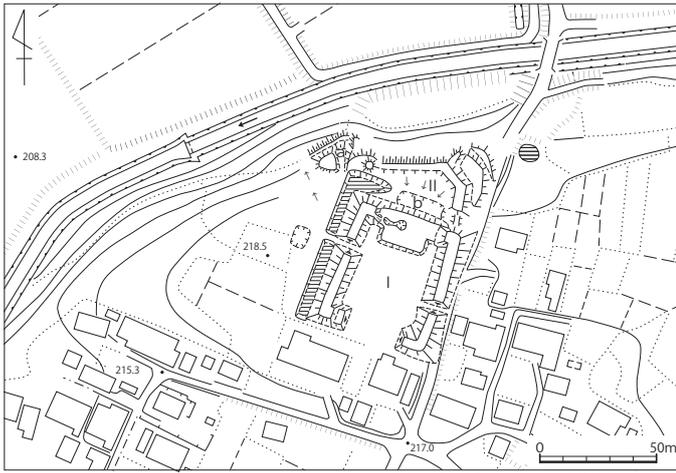
甲賀市史第7巻より引用（早川圭氏作図）  
**図 10：市場陣山城跡概要図**



甲賀市史第7巻より引用（早川圭氏作図）  
**図 11：竹林城跡概要図**

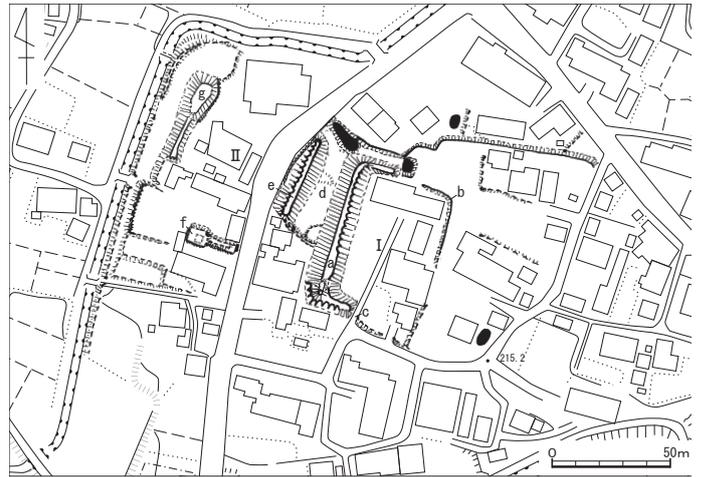


甲賀市史第7巻より引用（遠藤啓輔氏作図）  
**図 12：鳥居城跡概要図**



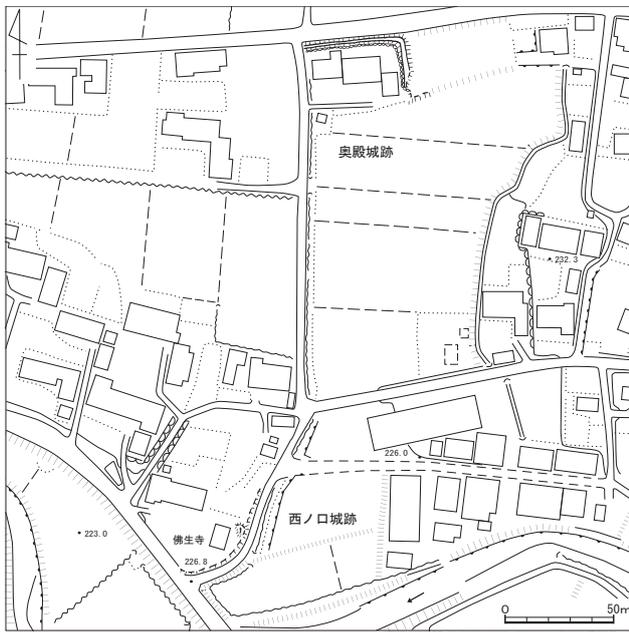
甲賀市史第7巻より引用（遠藤啓輔氏作図）

図 13：篠山城跡概要図



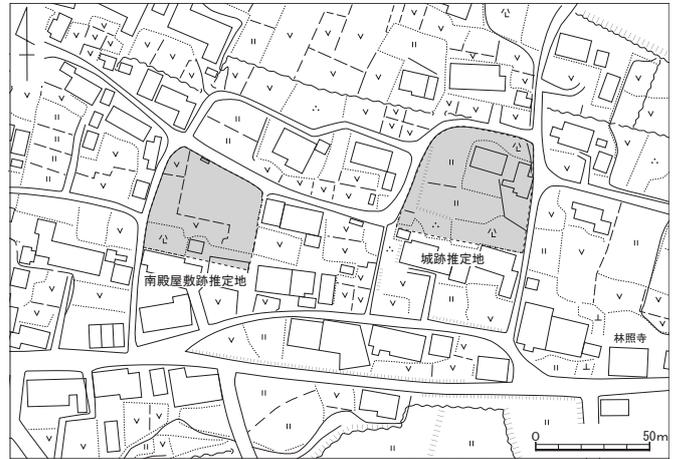
甲賀市史第7巻より引用（高田徹氏作図）

図 14：垂井城跡概要図



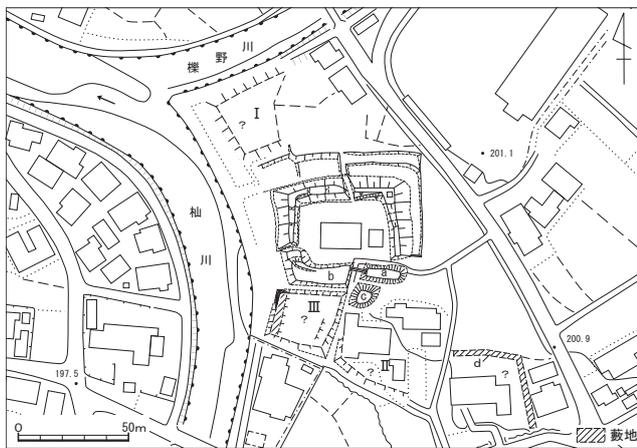
甲賀市史第7巻より引用（中西裕樹氏作図）

図 15：奥殿城跡概要図



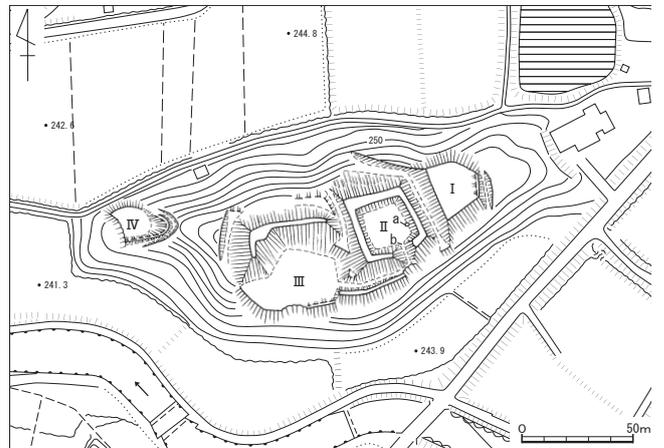
甲賀市史第7巻より引用（山下晃誉氏作図）

図 16：南殿屋敷跡推定地



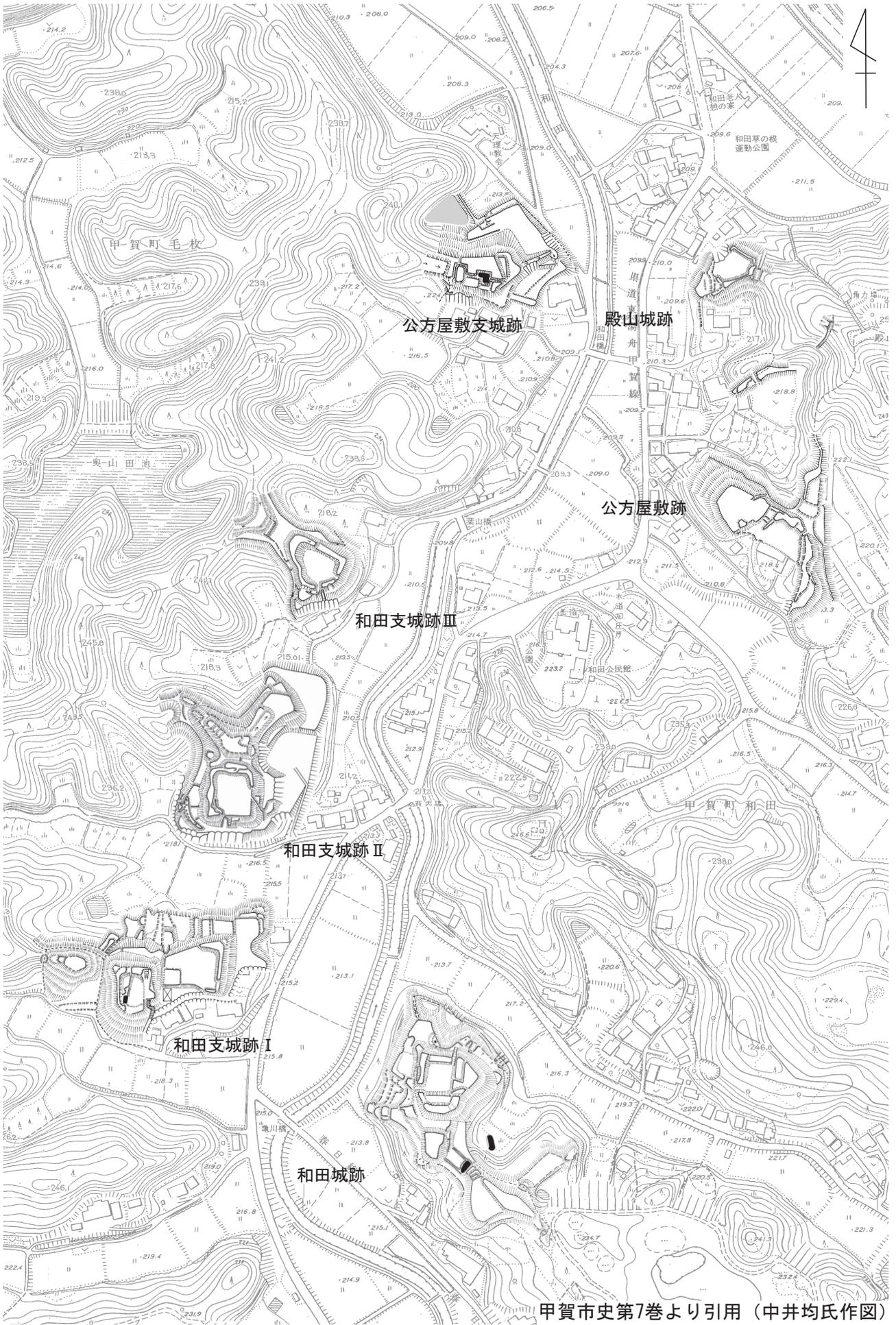
甲賀市史第7巻より引用（遠藤啓輔氏作図）

図 17：大原城跡概要図



甲賀市史第7巻より引用（堀口健武氏作図）

図 18：櫛野大原城跡概要図



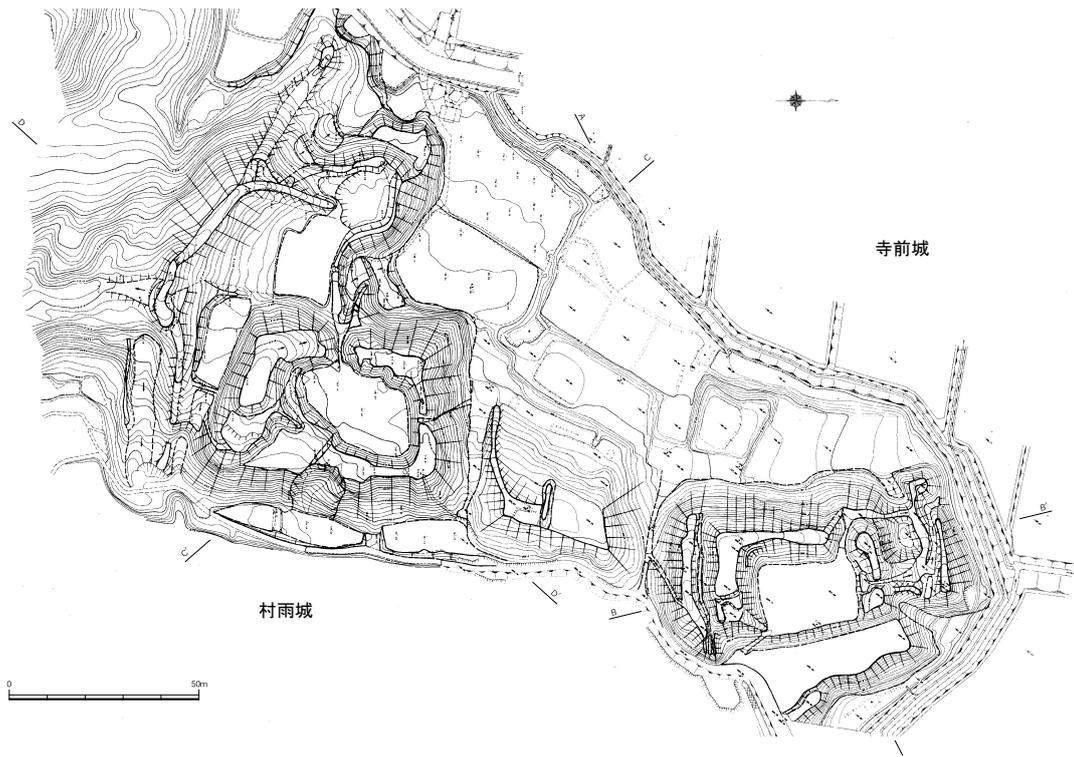


图 20：寺前城跡・村雨城跡概要図

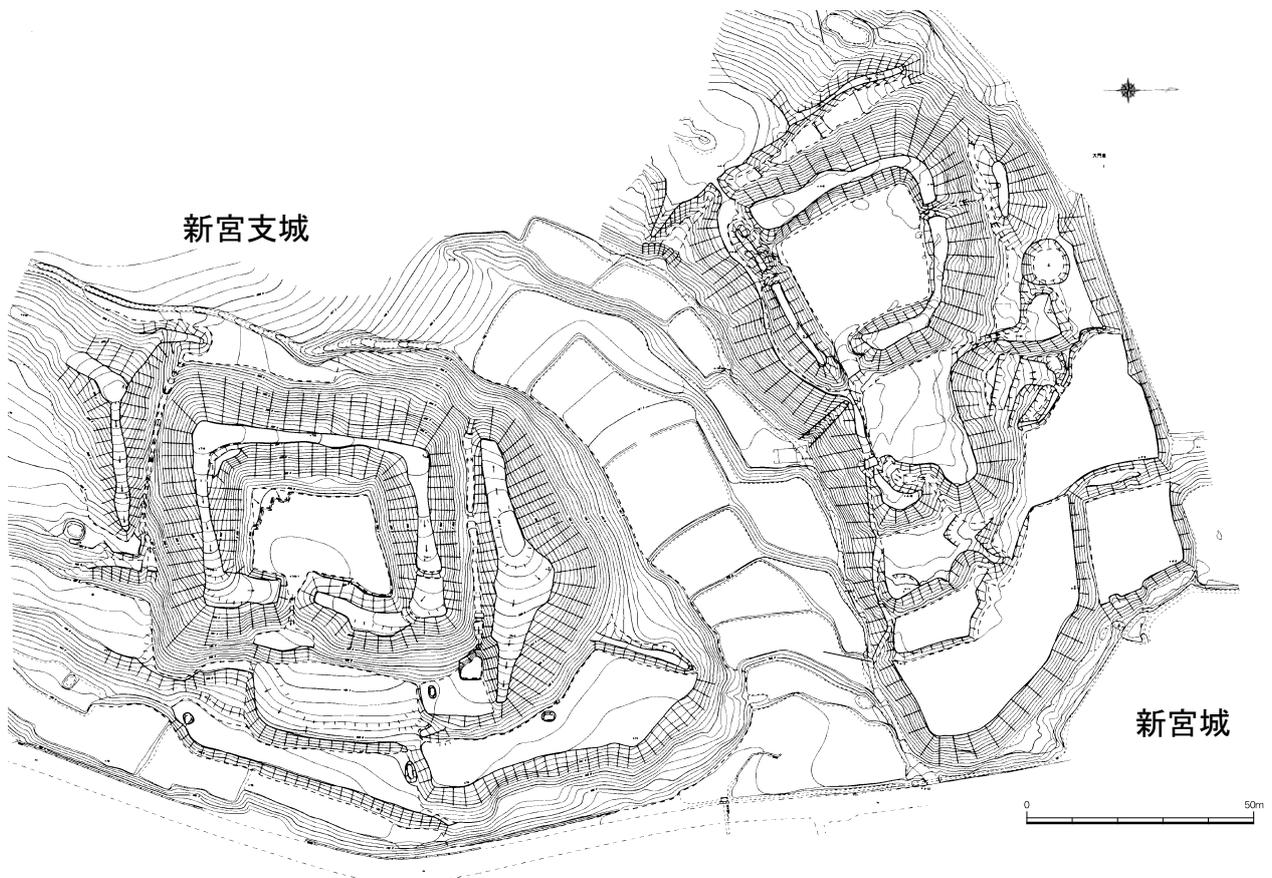
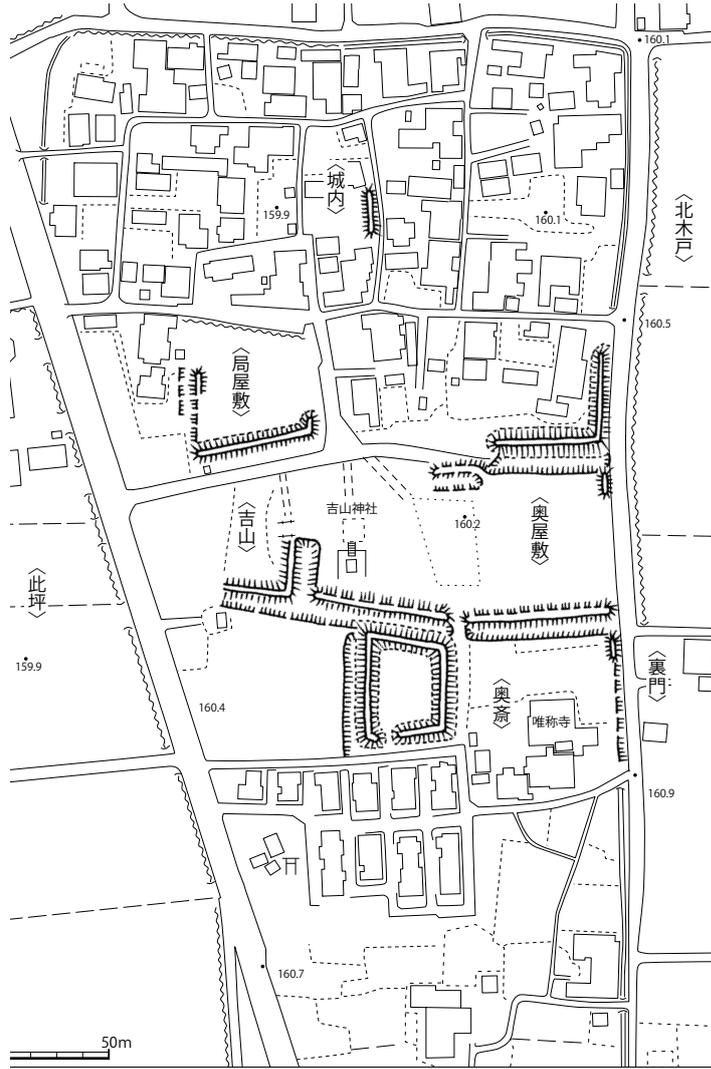
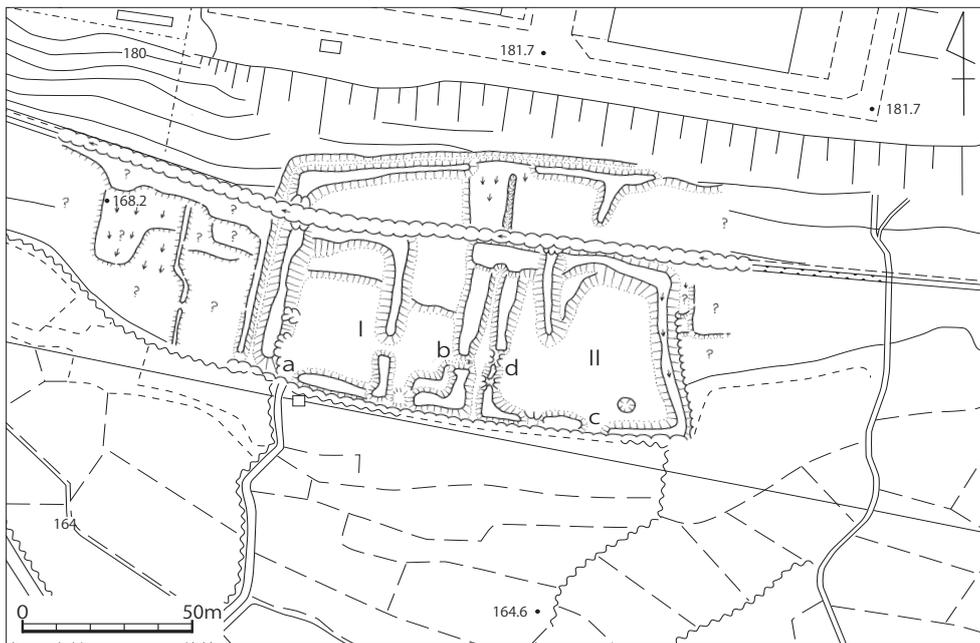


图 21：新宮城跡・新宮支城跡概要図



甲賀市史第7巻より引用（中井均氏作図）  
 図 22：植城跡概要図



甲賀市史第7巻より引用（下高大輔氏作図）  
 図 23：北脇城跡概要図



甲賀市史第7巻より引用（藤岡英礼氏作図）

図 24：伊佐野城跡概要図

令和6年度 甲賀市城郭歴史フォーラム  
「甲賀の城と同名中の掟書」  
資料集

令和7年1月18日発行

編集発行 甲賀市教育委員会  
滋賀県甲賀市水口町水口 6053